

ほけん福祉課 高齢者支援係から

**案内** さつま町シルバー人材センター事務所移転のお知らせ

さつま町シルバー人材センターの事務所が、下記のとおり移転することとなりました。また、今回の移転によりお問い合わせ先の電話番号も変わりますので、ご案内します。

【移転先】 〒895-1817 さつま町湯田 1128 番地(旧流水小学校)

【移転日】 2月25日(火)

【電話番号】 (0996)24-1077

【FAX】 (0996)24-1080

※2月24日までは、これまでの電話番号(0996)52-3363で対応します。



&lt;お問い合わせ先&gt;

○さつま町シルバー人材センター  
電話：(0996)52-3363(2月24日まで)  
(0996)24-1077(2月25日以降)

○さつま町役場 ほけん福祉課 高齢者支援係  
電話：(0996)24-8934  
窓口：本庁1階4-②番

ほけん福祉課 福祉係から

**募集** 県民向け手話講座の参加者募集

手話の普及等に関する事業の一環として、「県民向け手話講座」が下記の日程で開催されます。この講座は、令和2年3月に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、県民の皆さまに対する条例の普及啓発と聾(ろう)や聾(ろう)者への理解啓発と手話通訳を行う人材の育成などを目的に行われる講座です。

## 【講座内容】

- 講演  
かごしま県民手話講座条例について  
聴覚障害に対する理解を深めよう  
聞こえない、聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方
- 手話の練習

【日時】 2月21日(金)10時から11時30分

【場所】 うましき里きららの楽校

## 【申し込み期限】

2月10日(月)正午まで

## 【申し込み方法】

電話または下記窓口でお申し込みください。

&lt;お問い合わせ先&gt;

さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係  
電話：(0996)24-8930  
窓口：本庁1階4-③番

**案内** いきいきすこやかお口健診(歯周病検診)  
は3月31日まで ~検診は無料です~

町では、むし歯や歯周病などの予防・早期発見のため、歯周病健診を実施しています。歯周病は、口の中の細菌によって歯ぐきが炎症を起し、骨が溶けて歯が抜ける病気です。この機会にかかりつけ歯科医を作り、健口生活を目指しましょう。

**【対象者】**

41、51、61、71歳の方(令和7年4月1日現在)

**【実施期間】**

3月31日(月)まで

**【検診料】**

無料(ただし、治療が必要な場合は自己負担)

**【その他】**

- ・受診券を紛失された場合は再発行ができます。
- ・実施歯科医院の一覧を対象者への通知文書に同封しています。歯科医院に予約してから受診してください。

<お問い合わせ先>  
さつま町役場 ほけん福祉課 健康増進係  
電話:(0996)24-8933  
窓口:本庁 1階4-⑤番

**案内** ナースセンターへの届出制度

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちの方が、看護職を離れる際には、ナースセンターへの届出をお願いします。届出をすると、本人の意向やライフサイクルに応じて、さまざまな支援が受けられるメリットがあります。

- すぐに就職したい方  
→医療機関の最新の求人情報を提供します
- 子育て中で復職を考えている方  
→復職に必要な医療、看護の知識や技術などを学ぶ「復職支援研修」の案内など

**【届出方法】**

届出は、「とどけるん」から。スマートフォン、パソコンで簡単にできます。  
届出制度について詳しくは日本看護協会ホームページをご覧ください。



<お問い合わせ先>  
○鹿児島県ナースセンター  
電話:(099)256-8025  
○鹿児島県 医師・看護人材課  
電話:(099)286-2736



**案内** 改正建築基準法・改正建築物省エネ法について

令和7年4月1日より建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、建築確認申請などの事務手続きが変わります。

**【改正内容】**

- ①改正建築基準法により、建築確認の対象が拡大され、都市計画区域外の木造においても、2階建て以上又は床面積200㎡超えの場合は建築確認が必要となります。
- ②改正建築物省エネ法により、原則全ての新築建築物に省エネ基準への適合が義務化されます。

**【適用建築物】**

令和7年4月1日以降に工事に着手する建築物

**【その他】**

詳しくは、県又は町ホームページをご覧ください。



県ホームページ



町ホームページ

＜お問い合わせ先＞

- 北薩地域振興局 土木建築課 建築係  
電話(0996)25-5292
- さつま町役場 建設課 建築係  
電話(0996)26-1829  
窓口:本庁 2階6番

**注意**

**農地の転用には許可が必要です**

農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」といいます。農地転用を行う場合、事前に許可が必要です。違反した者には罰則があります。

また、転用の内容によっては、許可ができないものや、許可が必要ないものもありますので、農業委員会へご相談ください。

**【転用の例】**

- ・住宅、倉庫、畜舎、事業所を建てる。
- ・太陽光パネルを設置する。
- ・植林をする。
- ・工事に伴い一時的に現場事務所を設置する。

※農地転用の期間が3年未満になる場合は、「一時転用許可」になります。



＜お問い合わせ先＞

- さつま町農業委員会 農地係  
電話:(0996)26-1836  
窓口:本庁別館1階

**案内**

**宮之城運動公園テニスコートと宮之城武道館(厳翼館)の利用受付場所が移転します**

宮之城文化センターの休館に伴い、宮之城運動公園テニスコートと宮之城武道館(厳翼館)の利用受付場所と問い合わせ先が下記の通り変更になります。大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**3月3日(月)まで**

受付窓口:宮之城文化センター  
住所:さつま町船木 302 番地  
問い合わせ先:(0996)53-1732

**3月4日(火)以降**

受付窓口:宮之城総合体育館  
住所:さつま町船木 302 番地 1  
問い合わせ先:(0996)52-1888

＜お問い合わせ先＞

- さつま町役場 社会教育課 文化係  
電話:(0996)53-1732  
窓口:宮之城文化センター

検診

令和7年度 各種検診(健診)の受診意向調査(申込み)について

町民の皆様の健康管理に役立てていただくため、各種検診(健診)を実施します。各種検診費用の一部助成を行っていますので、ぜひこの機会をご活用ください。

【検診(健診)の受診意向調査(申込み)】

「令和7年度各種検診・長寿健診意向調査書」を対象となる世帯へ送付しました。この調査は、町が実施する各種検診・長寿健診の申し込みと、皆様の受診状況を把握するための大切な調査になります。なお、令和7年度に75歳・76歳になる方へは長寿健診の受診票を4月に送付します。

※90歳以上の方、事前に調査書の送付が不要であると申告されている方については、意向調査書は送付していません。

検診(健診)の受診を希望される方は、問い合わせ先までご連絡ください。

【検診(健診)の種類】

長寿健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、腹部超音波検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診

【提出方法】

意向調査書に同封の返信用封筒に入れて返送するか、役場本庁ほけん福祉課または両支所町民生活係に直接提出してください。

○提出期限 2月14日(金)



【その他】

- ・申込みの有無にかかわらず必ずご提出ください。
- ・対象者、検診内容、申し込み方法などは、意向調査書に同封のチラシまたは町ホームページをご覧ください。

＜申込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場 ほけん福祉課

○健康増進係：電話(0996)24-8933

○保険係：電話(0996)24-8932

窓口：本庁 1階4-④⑤番

検診

大腸がん検診 検体の提出はお済みですか? ~提出期限を延長します~

本年度、大腸がん検診を申し込まれた方で、まだ検体を提出されていない方は、採便後早めに同封の返信用封筒に入れて返送してください。

【提出期限の延長(変更後)】

2月21日(金) 当日消印有効

・当初の提出期限は、2月7日(金)

※提出が締切日以降になる場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

【新規申し込みもできます】

申し込みをされていない方で、検診を希望される方は、お問い合わせ先へご連絡ください。

■精密検査も忘れずに受けましょう

精密検査を受けることは、がんやがん以外の疾患の早期発見・早期治療など大切な命を守ることに繋がります。

「要精密検査」と判定された方は、決して自己判断せずに必ず精密検査まで受けましょう。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 ほけん福祉課 健康増進係

電話：(0996)24-8933

窓口：本庁 1階4-⑤番

## ほけん福祉課 福祉係から

**案内** 令和6年度 住民税非課税世帯3万円給付金について

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援として、「住民税非課税世帯を対象とした3万円(対象世帯の子ども1人当たり2万円加算)」が給付されます。

## ■住民税非課税世帯3万円給付金と子ども加算(1人当たり2万円)

## 【基準日】

・令和6年12月13日時点

## 【対象世帯及び給付額】

1. 基準日(令和6年12月13日)時点で、さつま町に住民登録のある世帯
  2. 令和6年度の住民税均等割の非課税者のみで構成されている世帯(定額減税前)
  3. 他市町村で同内容の給付金を支給されていない世帯
- ※世帯全員が「住民税が課税されている者の扶養親族等」となっている場合は対象外となります。

## 【子ども加算の対象】

1. 住民税非課税世帯3万円給付金の対象世帯の18歳以下の世帯員
2. 1に該当する世帯で、他市町村で同内容の給付金を支給されていない世帯

【受給方法】※対象の世帯には、以下の通知が届きます。

## ●住民税非課税世帯3万円給付金と子ども加算(1人当たり2万円)

## 1.「支給のお知らせ」が届く世帯

「支給のお知らせ」が届いた場合は、記載されている振込口座が、現在も使用できる状況であれば手続きの必要はございません。もし、解約などされている場合は、「支給のお知らせ」の記載方法により、申請期限までに手続きを行ってください。※変更の手続きをされますと、振込日が遅くなる場合があります。

## 2.「支給要件確認書」が届く世帯

「支給要件確認書」が届いた世帯は、内容を確認して、必要事項をご記入の上、申請期限までにご返送ください。

## 【申請期限】

・令和7年4月30日まで(必着)

※基準日(令和6年12月13日)以降に離婚され、子を扶養している場合、支給対象に該当する可能性がありますので、ほけん福祉課福祉係へお問い合わせください。また、基準日以降に生まれた新生児がいる世帯や、別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯など、例外的に申請により対象となる世帯がありますので、ほけん福祉課福祉係へお問い合わせください。

## ●詐欺被害にご注意ください！

本件を装った特殊詐欺などにご注意ください。さつま町や内閣府などの職員が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、給付のために手数料の振り込みを求めることはありません。不審な電話や郵便物などについては、消費生活センターまたは警察署などにご連絡ください。



町ホームページ

<お問い合わせ先>

さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係

電話：(0996)52-0201

窓口：本庁1階4-③番